

[事例問題2] (50点)

【問題】

問1 起案

被告代理人の立場に立って、別紙1(訴状)、別紙2(報告書「被告代表者の言い分」)に基づいて、別紙3(答弁書)の空欄1ないし3及び5に記載すべき文章を起案してください。また、空欄4に入る法文の条項号番号を解答してください。

なお、以下の点に留意してください。

注1 答弁書は、現在の法令と、現在存在する全ての判例に基づいて起案してください。

注2 この問題の事例は、架空の事例であって、実際の事件ではありません。

問2 小問

(1) 婦人服の卸売業者甲と婦人服販売店の乙は、甲が婦人服メーカーの丙から購入した標章Aを付した婦人服Bを乙に売り渡す契約(以下「本契約」という。)を締結した。婦人服Bは、海外ファッション・ショー用のサンプルとして製作された、高価な一着限定品である。本契約においては、代金の支払いとBの引渡しを契約日から1週間後に行うことが定められているが、その他に特約はない。

以上の事案を前提として、以下の各空欄に入る適切な語句を解答してください。なお、空欄c、e及びfには、「ある」又は「ない」のいずれかの語句が入ります。

ア 甲が丙から購入したBは、丙がかつて商標権者丁との商標権侵害訴訟で標章Aが丁の登録商標に類似するとして確定判決により廃棄を命じられた婦人服であり、丙はその事実を秘して甲に売却したものであった。なお、この事実に気づかなかつたことについて、乙に過失はない。この場合に、乙が代金支払義務を免れるためにとり得る手段の一つとして、Bに民法 に規定されている隠れた があって、そのために契約をした目的を達することができないことを理由に、本契約を解除することが考えられる。この場合に、さらに乙が甲に対してBが商標権侵害のない婦人服だと信じたことによって被った損害(信頼利益)について損害賠償請求するためには、甲に過失があつたことが必要で 。

イ 甲は、本契約の履行に先立ち、丙から、標章Aが丁の商標権を侵害する旨の確定判決の存在を知らされた。そこで甲は、乙にその旨を告げ、丁から当該登録商標の使用許諾を得ることで乙と合意したが、その約束を履行しなかった。この場合に、乙が甲に対して損害賠償請求を行うためにとり得る手段の一つとして、民法 に基づいて、債務不履行による損害賠償請求を行うことが考えられる。乙は、この損害賠償請求を行うのに先立ち、本契約を解除することが必要で 。なお、この場合に、特別な事情によって乙に生じた損害について賠償を請求するときは、甲が当該事情を予見できたことは必要で 。

(2) 商標権（以下「本件商標権」という。）を有するA社（以下「原告」という。）は、B社（以下「被告」という。）の標章の使用が本件商標権を侵害するとして当該標章使用の差止めを求める訴訟を提起した。以下の各問いに答えてください。ただし、それぞれの問いは独立したものとして考えてください。

ア 被告が「原告の請求は認める」と答弁した場合、この訴訟はどうなりますか。条文上の根拠を挙げて答えてください。

イ 被告が「請求原因については全て否認する」と認否し、①「原告から本件商標権の使用許諾を受けた」と主張した場合であって、証拠調べの結果、「請求原因事実については全て認定できる、①の事実については真偽不明」との心証に裁判所が達した場合、裁判所は請求認容の判決をしますか、それとも請求棄却の判決をしますか。「認容」か「棄却」かの結論を示し、その判決に至る論理を簡潔に述べてください。

ウ 被告は、請求原因を全て認めた上で、②「原告から本件商標権の使用許諾を受けた」と主張した。これに対し、原告は②の事実については認否反論しなかった。

その後、被告は、原告被告間の本件商標権の使用許諾契約書を書証として提出した。ところが、被告はその契約書と一緒に綴じてあった上記使用許諾契約の合意解除の書面も共に書証として提

出してしまった。

裁判所は、上記書証を取り調べた結果、「使用許諾契約は存在するが同契約は合意解除された」との心証に達した。

以上を前提に、仮に、その時点で審理が終結された場合、裁判所は請求認容の判決をしますか、それとも請求棄却の判決をしますか。「認容」か「棄却」かの結論を示し、その判決に至る論理を簡潔に述べてください。

訴 状

平成26年9月3日

東京地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 甲 田 太 郎 ㊞

同 弁理士 甲 川 次 郎 ㊞

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇町〇丁目〇番〇号

原 告 甲 山 株式会社

上記代表者代表取締役 甲 山 一 郎

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都千代田区霞ヶ関〇丁目〇番〇号〇ビル〇階

甲田法律事務所(送達場所)

上記原告訴訟代理人弁護士 甲 田 太 郎

電話 03(〇〇〇〇)〇〇〇〇

FAX 03(〇〇〇〇)〇〇〇〇

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都港区〇町〇丁目〇番〇号〇ビル〇階

甲川特許事務所

上記原告訴訟代理人弁理士 甲 川 次 郎

〒〇〇〇-〇〇〇〇 大阪府東大阪市〇〇本町〇丁目〇番〇号

被 告 乙 田 株式会社

上記代表者代表取締役 乙 田 三 郎

不正競争行為差止等請求事件

訴訟物価額 金〇〇〇万〇〇〇〇円

貼用印紙額 金〇〇万〇〇〇〇円

請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、別紙被告標章目録記載の標章を使用して美容の営業をしてはならない。
- 2 被告は、別紙被告店舗目録記載の店舗の看板に付した別紙被告標章目録記載の標章を抹消せよ。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決並びに仮執行の宣言を求める。

請 求 の 原 因

1 当事者

- (1) 原告は、美容室及び理容室の営業を目的とする株式会社である（現在事項全部証明書・甲第1号証，（注）本問では添付省略。以下同様とする。）。
- (2) 被告は、美容室の営業を目的とする株式会社である（現在事項全部証明書・甲第2号証）。

2 原告の営業表示

原告は、平成元年4月に設立されて理美容室の営業を開始し、現在では、東京都内に美容室7店舗、理容室9店舗、計16店舗の理美容室を経営しており（以下、これらを「原告店舗」という。）、それらの原告店舗の看板、新聞折り込みチラシ等の広告には、別紙原告標章目録記載の標章（以下、「原告表示」という。）を付し、原告の理美容室であることを示す営業表示としている。

原告表示は、同目録記載のとおり、上段にアルファベット大文字の「MUSE」及び「・」（中丸）並びに数字の「21」を配し、下段に英文字の「Hair&Make」が上段よりもかなり小さく目立たないフォントで配置された構成を有する標章である。

3 被告の行為及び営業表示

被告は、昨年の平成25年4月頃から、東京都内に立て続けに4店舗、自らの直

営店を開店し、それらの被告店舗の看板に別紙被告標章目録記載の標章（以下、「被告表示」という。）を表示して、美容室の営業を行っている（写真撮影報告書・甲第3号証）。

被告表示は、同目録記載のとおり、アルファベット大文字の「M」及び漢字の「美容室」並びにカタカナの「ミューズ」が横一列に配された構成を有する文字標章である。

4 不正競争行為（不正競争防止法第2条1項1号）

（1）原告表示の周知性

原告は、平成元年の設立・営業開始後、東京都内のタウン情報誌への紙面広告（雑誌広告・甲第4号証）を通じて、原告の理美容室営業の宣伝に力を入れた。また、営業開始以来、随時新聞折り込みチラシを作成して配布し、顧客の勧誘、リピーターの維持に努め、日々営業努力を行った。

その成果もあり、原告店舗が現在の16店舗となった平成20年4月以降、昨年4月頃まで、原告は店舗全体の合計で1ヶ月間の平均にして約1万人の集客を達成していた。したがって、原告表示は、東京都内及びその近辺において、理美容の需要者層の間に原告の営業を表示するものとして広く認識されており、遅くとも平成25年4月頃までには周知となっていた。

（2）原告表示と被告表示の類似性

原告表示は、上記のとおり、上段にアルファベット大文字の「MUSE」及び「・」（中丸）並びに数字の「21」を配し、下段に英文字の「Hair&Make」を小さく目立たないフォントで配した構成を有する標章であり、被告表示は、アルファベット大文字の「M」及び漢字の「美容室」並びにカタカナの「ミューズ」が横一列に配された構成を有する文字標章であって、両者にこのような外観の違いはある。

しかしながら、原告表示の中心を成し、原告の営業の自他識別力を発揮すると解される表示の要部は「MUSE」であって、「ミューズ」の称呼が生じるもの

である。

他方、被告表示もアルファベット大文字の「M」及び漢字の「美容室」は、頭文字と普通名詞であって、「ミューズ」が標章の中心となって識別力を有し、原告表示の称呼と同一である。この点、本件のような理美容業の営業形態の表示の場合は、理美容室に来る顧客間の「口コミ」が非常に重要であって、商品自体に付した商品表示の場合とは異なり、店舗や広告に付した表示の外観よりも、主として「称呼」の類似によって顧客層の混同が生じる。

また、「ミューズ」は、ギリシャ神話で音楽・芸術等の知的活動を司る女神ムーサの英語名を語源としており、今日では一般に女神、あるいは女神のように美しい女性を指す言葉としての観念が生じ、原告表示と被告表示は観念も同一である。

以上の点からすれば、理美容室の需要者層において原告表示と被告表示は全体的に類似するものであることは明らかである。

(3) 混同のおそれ

被告は、上記のとおり、昨年の4月頃から東京都内に立て続けに別紙被告店舗目録記載の4店舗（新宿駅前店、渋谷駅前店、品川駅前店、田町駅前店）を開店し、原告と同じ美容室の営業を行っていることに照らせば、顧客が原告表示と被告表示を誤認混同するおそれがあることは明らかである。

5 営業上の利益の侵害

原告の営業は、平成元年の営業開始以来、これまで安定して継続しており、原告店舗が現在の16店舗となった平成20年4月以降、昨年の4月頃まで、店舗全体の合計で1ヶ月間の平均にして約1万人の集客を達成していた。ところが、昨年の4月に都内に被告店舗が立て続けに開店して以降、目立って原告店舗の集客が落ち始め、この1年間、1ヶ月平均で8000人程度にまで落ち込んでいる（報告書・甲第5号証）。このような原告営業の急落は、被告が平成25年4月頃から被告店舗の営業を開始したことによるものである。

以上のとおり、原告は、被告による被告表示の使用行為により営業上の利益を侵害されており、今後もさらに侵害されるおそれが高い。

6 結論

よって、原告は被告に対し、不正競争防止法第2条第1項第1号、同法第3条第1項及び同条第2項に基づき、不正競争行為の差止及び除却・防止措置として、被告表示の使用差止及び抹消を求める。

証 拠 方 法

甲第1号証	現在事項全部証明書（原告）
甲第2号証	現在事項全部証明書（被告）
甲第3号証	写真撮影報告書
甲第4号証	雑誌広告
甲第5号証	報告書

添 付 書 類

1	訴状副本	1通
2	甲号証	各1通
3	資格証明書	2通
4	訴訟委任状	2通
5	特定侵害訴訟代理人証明写し	1通

以 上

(訴状別紙)

被告標章目録

M美容室ミューズ

(訴状別紙)

被告店舗目録

- 1 東京都新宿区新宿〇丁目〇〇番〇〇号所在
M美容室ミューズ 新宿駅前店
- 2 東京都渋谷区渋谷〇丁目〇〇番〇〇号所在
M美容室ミューズ 渋谷駅前店
- 3 東京都港区高輪〇丁目〇〇番〇〇号所在
M美容室ミューズ 品川駅前店
- 4 東京都港区芝〇丁目〇〇番〇〇号所在
M美容室ミューズ 田町駅前店

(訴状別紙)

原告標章目録

MUSE・21

H a i r & M a k e

報告書「被告代表者の言い分」

弁護士 丙野三郎先生，弁理士 丁野四郎先生

乙田株式会社

代表取締役社長 乙田三郎

- 1 私は、大阪府東大阪市〇〇本町〇丁目〇番〇号に本社がある、乙田株式会社（以下、「当社」といいます。）の代表取締役社長を務める乙田三郎です。

当社は、私が以前経営していた別の事業会社を売却して得た資金を元手に平成5年に設立し、関西エリアを中心に、東海、四国、九州地方の各地で美容室の経営を展開してきました。その店舗数は25店舗となっておりますが、昨年平成25年4月から、ようやく念願の東京進出を果たし、都内に新宿駅前店、渋谷駅前店、品川駅前店、田町駅前店の4店舗を開店するに至りました。当社の美容室では、開店以来、すべての店舗で店の屋号である「M美容室ミューズ」の看板を掲げて営業しております。

- 2 さて、今回、東京都内で理容室、美容室の営業をしているという甲山株式会社から訴状が届きました。実は、それ以前にも、内容証明郵便による警告書が届いていたのですが、甲山さんの理美容室の名前・看板は、「MUSE・21」だそうで、当社の美容室の看板は「M美容室ミューズ」ですから、比べて見ても、一見してまったく似ていません。これなら美容室のお客さんがうちの店と甲山さんの店を間違えるはずがないし、当社としても甲山さんの看板を真似するつもりなど一切ありませんので、その説明を簡単に書いた回答書を郵送しておきました。それでとりあえず、一件落着かなと思っていたのですが、このたび、当社の「M美容室ミューズ」が甲山さんの「MUSE・21」を真似しているとして、訴訟提起されてしまったわけです。

- 3 名前が似ているかどうかについて、甲山さんは、お客さんに対して、美容室の「名前」が「ロコミ」で広がるのが重要だから、読みの「ミューズ」が共通していれば、全体的な見た目の違い等は度外視して似た店名になると考えているようです。

しかし、人の口から口へと伝えられる「ロコミ」で重要なのは、美容

室のお客さんの関心事である店の雰囲気，評判，特定のスタッフのカット技術であって，単純に店の名前の読みだけが口伝えに伝わって集客に繋がるといったものではないと思います。

また，甲山さんは，「MUSE」の部分が甲山さんのお店の名前の中心部分だと主張しています。確かに「MUSE」の部分は共通していますが，「MUSE」の部分だけを取り出して比較するのではなく，「MUSE」と「21」が一体となった「MUSE・21」が甲山さんのお店の名前なのです。店の名前は見た目も重要であって，私は，「M美容室ミュージーズ」と「MUSE・21」は似ていないと思っています。

ところで，そもそも「MUSE」（「ミュージーズ」）という言葉は，よくファッション業界，ヘアメイクの世界などで，「彼女は〇〇〇（ブランド名）のミュージーズだ。」などと使われるように，女神のように美しい人，デザイナーの創作意欲を刺激する女性をイメージする言葉ですので，美容室の名前としては，あちこちでよく使われている名前です。「MUSE」が付く美容室は，都内でも時々見かけると思います。

さらに，店の屋号や看板に数字の「21」が付くというのも，世の中には非常にたくさんあります。「21世紀の」，「21世紀に向けて」といった意味を込めた21の付く都内の理美容室の名前・看板も，探せばたくさん出てくるでしょう。甲山さんの「MUSE・21」は，美容室の名前としてはありがちな名前なので，甲山さんの店を表す名前としてお客さんに知れ渡っているとは思えません。

それに，甲山さんは，東京都内のタウン情報誌への紙面広告，新聞折り込みチラシを作成して配布したことによって，遅くとも平成25年4月頃までにはその名前が都内の理美容室のお客さん層に広く知れ渡った，と主張していますが，当社は都内に4店舗を出店する前，市場調査として平成19年初め頃から，都内にある主だった美容室の広告宣伝活動の動向も調査していました。その当社の調査結果では，甲山さんの新聞折り込みチラシは，お店の近所の限られた配達営業所からしか配布されていませんでした。その調査報告書も今日，持参しましたのでご覧ください。

また，甲山さんが証拠として示されているのも，タウン情報誌の紙面広告が1つだけですし，このタウン情報誌も都内23区外の市町村エリア対象なので，これでは到底，都内のお客さん層に知れ渡ったとは言えないと思います。

4 甲山さんは，当社が今年の4月に都内に4店舗（新宿駅前店，渋谷駅

前店、品川駅前店、田町駅前店）を開店したことにより、お客さんがうちの店と甲山さんの店を間違えて混同するおそれがあると言っていますが、先ほど述べたとおり、うちの名前と甲山さんの名前は、一見して似ていません。

また、甲山さんの店舗は、同じ都内といってもエリア・立地が異なり、調布店、府中店、八王子店、三鷹店、狛江店、武蔵野店、吉祥寺店（以上、美容室7店舗）、西東京店、国立店、東久留米店、立川店、国分寺店、小平店、小金井店、東村山店、町田店（以上、理容室9店舗）の計16店舗ですが、うちの店がある23区内には一軒もありません。当社の都内4店舗は、いずれも23区内の山手線沿線駅前にあり、他方、甲山さんのお店は都内といっても郊外にあって、東京23区内からは電車に乗ってそれなりの所要時間がかかります。

また、当社のコンセプトは、大人の女性客をターゲットとした高級美容室を指向しており、甲山さんのように男性客中心の「理容室」はやっておりません。他方、訴状にもあるように、甲山さんの16店舗中、半分以上の9店舗が「理容室」です。料金の価格帯も、当社で調べたところ、理美容室の甲山さんのお店は、1人当たり平均3千円から4千円程度の価格帯のようですが、当社は、1人1回平均8千円、高級ヘアエステコースになると1回3万円程度、という価格帯の違いもあります。このような状況ですから、お客さんがうちの店と甲山さんの店を間違えるということは起きないことは明らかです。

- 5 それよりも、もともと当社は、先ほど述べたとおり、平成5年に設立・開店以来、ずっと継続してすべての店舗で「M美容室ミューズ」の看板を掲げて営業してきました。これについて、当社の各店舗の開店時の新聞・雑誌広告と、各写真、当時の美容業界紙の私へのインタビュー記事を持ってきましたので、お渡ししておきます。証拠として使えるようでしたら、使っていただければと存じます。

これらの資料をご覧いただければ、当社が平成5年以降、「M美容室ミューズ」を継続して使ってきたこと、有名女優をイメージキャラクターに起用して新聞・雑誌に広告を掲載し、大人向けの高級イメージの美容室の広告宣伝を強化してきたこと、当社が関西エリアから東海地方に、さらに営業地域を拡大して念願の東京進出を当初から計画していたこと、昨年これを果たしたことがおわかりいただけると思います。

- 6 以上のような状況ですので、甲山さんの訴えは言いがかりに過ぎないと思います。なお、当社の屋号「M美容室ミューズ」は特に商標の出願

や登録はしていません。先日の丁野先生のお話によると、甲山さんの「MUSE・21」も商標登録はされていないそうです。とりあえず、裁判所から送られてきた書類には、答弁書をすぐに提出しなければならないと書いてありましたので、先生方、何卒、宜しくお願い致します。

以 上

平成26年(ワ)第12345号 不正競争行為差止等請求事件 直送済

原告 甲山株式会社

被告 乙田株式会社

答 弁 書

平成26年10月19日

東京地方裁判所 民事第29部 御中

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 大阪市〇〇区〇町〇丁目〇番〇号

丙野法律事務所(送達場所)

被告訴訟代理人弁護士 丙 野 三 郎 ⑩

電 話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

F A X 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 大阪市〇〇区〇町〇丁目〇番〇号

丁野特許事務所

同 弁 理 士 丁 野 四 郎 ⑩

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする。
- との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否

- 1 請求の原因1は認める。
- 2 請求の原因2の、原告が原告店舗に原告表示を付し、各理美容室を営業しているとする点は不知。原告表示の構成についての摘示も否認する。
- 3 請求の原因3は認める。
- 4 請求の原因4の(1)の、原告が営業の宣伝に力を入れたとする点、新聞折り込みチラシを作成、配布し、顧客の勧誘等の営業努力を行ったとする点、平成20年4月以降、原告店舗は月間平均約1万人の集客を達成したとする点は、いずれも不知。原告表示が遅くとも平成25年4月頃までに周知となっていたとする点は否認する。
- 5 請求の原因4の(2)は否認する。詳細は第3項で述べる。
- 6 請求の原因4の(3)の、被告が都内に4店舗開店した点は認めるが、その余は否認ないし争う。
- 7 請求の原因5の、原告店舗の集客が、昨年4月頃まで1万人を達成していたとする点、同時期以降、原告の集客が8千人に落ち込んだとする点は、いずれも不知。その余は否認ないし争う。
- 8 請求の原因6は争う。

第3 被告の主張

- 1 原告表示は周知性の要件を満たさないこと

空欄 1

2 原告表示と被告表示が類似しないこと

空欄 2

3 混同のおそれがないこと

空欄 3

4 不正競争にあたらぬ事由

本件の被告表示の使用行為については、

空欄 4 (条文)

不正競争防止法 第 () 条 () 項 () 号

の規定により、同法第3条第1項及び同条第2項の規定は適用されない。

その理由は、以下に述べるとおりである。

空欄 5

第4 結語

被告の答弁・主張は以上のとおりであり，本件の原告の請求には理由がなく，本訴は速やかに棄却されるべきである。

以上

証 拠 方 法

(略)

附 属 書 類

- | | | |
|---|------------------|----------------|
| 1 | 答弁書副本 | 1通 (直送済み) |
| 2 | 乙号証の写し | 各2通 (内1通は直送済み) |
| 3 | 訴訟委任状 | 2通 |
| 4 | 特定侵害訴訟代理業務付記証書写し | 1通 |